

令和5年3月

定例会会議録

高幡広域市町村圏事務組合

令和5年3月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会

日 時 令和5年3月3日（金）午後2時50分 開議

会 場 須崎市総合保健福祉センター 2階会議室1

議事日程

（新議員の紹介）

第1 議席の指定

第2 会期の決定

第3 会議録署名議員の指名

第4 議案第1号 専決処分の承認について

（高幡広域市町村圏事務組合職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を改正する条例）

議案第2号 令和5年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計予算について

議案第3号 令和5年度高幡広域市町村圏事務組合滞納整理事業特別会計予算について

議案第4号 高幡広域市町村圏事務組合職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例の制定について

議案第6号 高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会条例の制定について

議案第7号 高幡広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議案第8号 監査委員の選任について

出席議員	1番	西村 泰一	6番	中城 重則
	2番	平井 和久	7番	市川 岩亀
	3番	森 武士	8番	吉田 尚人
	4番	味元 和義	9番	池田 三男
	5番	池田 洋光	10番	大崎 芳章

執行機関出席者	管理者	楠瀬 耕作
	副管理者	中尾 博憲
	会計管理者	西森 茂幸

事務局出席者	管理局長	松木 貞男
	徴収管理監	井浦 善郎
	事務局長	下村 千佳
	係 長	野村 恵里
	事務補助員	濱口 恵子

午後 2 時 5 1 分 開議

◎議長（中城 重則 君）

ただいまから、会議をひらきます。

会議に先立ち、ご報告をいたします。

今期定例会に付議するため、議案第 1 号から議案第 8 号まで 8 議案の提出があり、その写しを過日お手元に配付をいたしております。

ただいまの出席議員は 10 名であります。定足数に達しておりますので、これより、令和 5 年 3 月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、新しく当組合議会議員となりました方をご紹介いたします。

昨年 1 月 21 日の須崎市臨時議会で、議長に選任をされました西村泰一さんをご紹介させていただきます。西村さん。

◎ 2 番（西村 泰一 君）

はい。西村でございます。6 年ぶりに、この場にまた帰ってきました。どうかよろしくお願いを申し上げます。

（ 拍手 ）

◎議長（中城 重則 君）

次に、今年 2 月 17 日の四万十町臨時議会で、議長に選任をされました味元和義さんを紹介させていただきます。味元さん。

◎ 4 番（味元 和義 君）

はい。大変厳しい選挙を戦って勝ち上がり、そして今回再度議長となりました。一生懸命頑張りますので、皆さまのご支援の程をよろしくお願いいたします。

（ 拍手 ）

◎議長（中城 重則 君）

次に、日程第 1、議席の指定を行います。

ただいまご紹介をいたしました、西村泰一さんの議席を 1 番議席、味元和義さんの議席を 4 番議席に指定をいたします。

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

◎議長（中城 重則 君）

異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第62条の規定により、4番味元和義さん、9番池田三男さんを指名いたします。ご両人はご了承願います。

日程第4、議案第1号から議案第7号を一括議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。楠瀬管理者。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

楠瀬管理者。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

本日は、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中、お繰り合わせご出席をいただきまして、3月定例会が開会できましたことを厚くお礼申し上げます。

また、先般ご紹介のありました、議員の皆様におかれましては、ご就任を心からお喜び申し上げます。今後とも、それぞれの市町の振興はもとより、当圏域のためにも、ご指導ご協力をいただきますよう、心からお願い申し上げます。

さて、本定例会には、専決処分の承認をはじめ、8議案を上程いたしておりますが、その趣旨説明に先立ちまして、若干のご報告を申し上げます。

令和4年度の事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から、今年度も中学生海外研修事業を中止し、その他の事業につきましても、その都度対応を取りながらの開催となりました。そうした中において、奥四万十観光協議会が6月より一般社団法人奥四万十高知として活動を始めることが出来たことは、高幡広域観光の今後の飛躍が期待されるところでございます。現在は、新型コロナウイルス感染症も落ち着きを見せており、来年度は通常の事業が展開出来るものと考えております。

それでは、来年度の主な事業の一つ、中学生海外研修事業でございますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受け3年間中止しておりますが、来年度は例年通りカナダでの研修が出来る見込みとなっております。なお、新型コロナウイルスの影響から、最少催行人数10名が集まらない可能性もあります。その場合の代替事業を含めて提案させていただきます。

次に、青少年育成事業になりますが、これまで大野見青年の家でリーダーや小中学生を対象としたセミナーを行ってききましたが、来年度より高幡圏域の小学5、6年生を対象に、「高幡圏域の

市町を巡り、自分たちの住む地域を学習する研修」へと変更する予定です。高幡市町の様々な体験メニューや施設見学をするだけでなく、地域の偉人を知り、名人の話聞く時間を設ける等、高幡独自のメニューも盛り込んだ内容とします。地元高幡の魅力を学び、市町を跨いだ友情をはぐくみ、心と体の育成に努めて参ります。

この他、婚活事業等、実施している事業がございますが、いずれにつきましても、各市町との連携を取りながら、事業の効率的、効果的な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、須崎斎場についてでございます。

本年度も新型コロナウイルス感染症対策として、施設利用の制限を細かく設けながら運営してきましたが、現在はほぼ通常の利用が出来るようになっております。

設備については、計画的な修繕を継続して行う他、施設の長寿命化のため、法定耐用年数を超過している屋根や壁等の改修工事を計画しています。

次に、認定審査会の運営事務についてです。

本年2月末までに、介護認定審査会の二次判定取扱件数は2,951件、同様に障害支援区分認定等審査会は161件の二次判定を行っております。近年の審査内容は、家庭事情や症例により、審査が複雑化してきており、審査委員の皆さんにはご苦勞をおかけしているところでございますが、今後におきましても、円滑な運営に努めてまいります。

次に、租税債権管理機構についてでございます。

令和4年度は、278名、約1億3,100万円を受託いたしまして、徴収額は1月末時点で約6,900万円余りとなっております。コロナの影響により、搜索の自粛で目標達成が懸念されましたが、徴収額及び徴収率は、ほぼ目標どおり達成できそうです。

令和5年度は、227名を受託する予定ですが、コロナの収束が見えない中、個々の事案に応じた適切な滞納整理に取り組んで参ります。

また、徴収管理監につきましては、現管理監に代わり、高幡機構で徴収管理監として経験のある県のOBを新たに選考採用することとしております。

なお、管理機構の令和6年度以降につきましては、各市町の意向によりまして、令和10年度まで5年間継続することとなりました。職員の派遣計画を令和5年度中に決定することとしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の会議には、専決処分の承認、令和5年度当初予算及び監査委員の選任に関する議案等を提案させていただいております。

議案につきましては、構成市町の企画担当課長会及び副市町長会の協議を経まして、ご提案させていただいているものでございます。

詳細につきましては、事務局長及び管理局长からご説明を申し上げますので、適切にご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（中城 重則 君）

はい、ありがとうございました。

続いて議案の説明を求めます。

◎事務局長（下村 千佳 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

事務局長。

◎事務局長（下村 千佳 君）

それでは、3月定例会の議案につきましてご説明いたします。着座にて失礼します。

議案書の3ページをお開きください。

議案第1号、専決処分の承認について。地方自治法第292条により準用される同法第179条第1項の規定に基づき、別紙の事件につき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告するとともに、承認を求めるものです。

議案書の3ページ、議案第1号、専決処分の承認について。4ページが専決処分書になります。

国の人事院勧告により、須崎市が昨年11月21日の臨時議会で給料表の改正を行いました。当組合の給料表は須崎市に準じて改正をしておりますので、同日に、高幡広域市町村圏事務組合職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものの承認を求めるものです。

次に10ページ、議案第2号、令和5年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計予算。これについては、議案第2号別冊、一般会計予算書をご覧ください。

令和5年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計予算総額は、1億2,570万円で、前年比1,888万円の増額となっております。

2ページ、3ページには、第1表歳入歳出予算、4ページ、5ページは、事項別明細書、総括となっております。内容について説明いたします。

6ページ 歳入。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合運営費負担金。各市町からの負担金7,287万3千円。前年比2,914万7千円の増。

1節組合維持管理負担金、1,480万6千円、2節介護認定審査会負担金、1,804万4千円、3節障害支援区分認定等審査会負担金、92万円3千円、4節須崎斎場負担金、3,910万円。

26ページに、令和5年度の一般会計関係市町別負担金一覧表をつけておりますが、斎場負担金を除き、前年比減額となっております。斎場につきましては、施設改修費用が発生したことにより増額となっております。

6ページに戻りまして、2目介護運営費負担金。

須崎市福祉事務所からの介護認定審査の負担金として、1千円を計上しております。

7ページ、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料、3,500万円。

須崎斎場での火葬等に関する使用料で、前年度と同額を計上しております。昨年度は、新型コロナ対策として施設使用の制限を行った関係で、予算額を下回るのではないかと危ぶまれましたが、現在はほぼ制限も無くなり、例年並みとしております。

2目総務使用料、1千円。

須崎斎場の敷地にケーブルテレビの電柱が立っていますので、その用地使用料として、1千円計上しております。

8ページ、3款県支出金、1項県委託金。

介護認定審査の県委託分について、1千円を予算計上しております。

9ページ、4款財産収入、1項財産運用収入、1目基金運用収入。

10億円の国債の運用益収入が、利率0.4パーセントで400万円、定期預金の基金運用益が、4万9千円の計404万9千円。

2目利子及び配当金、須崎市道の駅の、株配当として9万円。

3目財産貸付収入 1千円、須崎斎場の自動販売機設置貸付収入。

こちらは売り上げにより、月ごとの収入が変動する協定となっております。

10ページ、5款繰入金、1項基金繰入金 1目ふるさと市町村圏基金繰入金、1,060万2千円、前年比1,236万2千円の減。

ふるさと市町村圏事業は、この基金からの繰入金で行われており、主なものは中学生海外研修事業費1,365万3千円です。今年度は国内研修で予算化しておりましたので、来年度海外研修となった関係で、809万3千円増額となっておりますが、広域観光事業に関する補助金1,680万円の負担が無くなりましたので、1千万円近くの減額となりました。

2目須崎斎場調整基金繰入金、使用料と市町の負担金で行うこととしていることから、繰入する予定はありません。

11ページ、6款諸収入、1項1目預金利子、1千円、普通預金の利子です。

2項1目雑入、ふるさと市町村圏事業の中学生海外研修事業参加負担金として1人当たり20万円、15名の募集ですので300万円。

青少年交流事業参加者負担金として、1人当たり5千円の15人分、7万5千円。

その他雑入が6千円で、308万1千円となっております。

以上、歳入合計、1億2,570万円。

歳出。12ページをご覧ください。

1款1項1目の議会費。

議会運営に関する経費として30万9千円。

年2回の開催で、5年度は7月が四万十町、3月が須崎市開催の予定です。

13ページ、2款1項1目の一般管理費。

事務局の運営に関する経費として1,424万3千円、昨年比115万3千円の減。

14ページ、2目ふるさと市町村圏事業費。

予算1,772万3千円、昨年比874万7千円の減。27ページに事業毎の内訳を載せておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

まず、中学生海外研修事業。総額1,365万3千円、前年比1,309万7千円の増。

昨年、新型コロナウイルス感染症の影響から、国内研修で予算化していたことから、大幅な増額となっております。

来年度につきましては、海外渡航ができる見込みで、行先はカナダ、日数は15日間、対象者

は高幡の新中学2年から3年生、募集人数15名、負担金額20万円で、例年と変わりはありません。但し、今回は渡航までにワクチン接種していることを条件としております。

現在、旅行会社が行っている海外旅行は、通常、陰性証明で渡航できますし、寮で滞在するものや、半年から1年の長期ホームステイ等も、陰性証明で可能と思われます。

これでいきますと、高幡の事業も陰性証明で可能のように思われますが、ホストファミリーは様々な国の人を家庭内に受け入れていることから、感染リスクが高くなります。受け入れしているのは、小さなお子さんがいるご家庭や高齢者が多く、ワクチン接種は受け入れ先の条件としてホストファミリー側から提示されているものです。

他の旅行会社の短期ホームステイは、最近、大手一社が再開したらしいとの情報を得ておりますが、主軸は海外旅行で、これまでコロナ禍で中断していた関係を、一から作り始めている状態です。短期ホームステイでいえば、現場の状況は、コロナ禍でも事業を続けてきた高幡の委託先が、一番現状を知っていると言えます。

高幡では、受入れる環境が整っている所に子供達を送り出すことが重要であると考えており、予想できるトラブルを回避し、お子様を保護者のもとにお返しすることを一番に考えてのこととご理解いただきたいと考えます。

なお、応募者が最少催行人数10名を下回った場合は、高幡主体での事業は難しくなるため、旅行会社主催の海外留学プログラム参加者に対する補助事業へ切り替える予定です。希望者が必ず行ける状態を確保したいと考えております。

次に、青少年育成交流事業、100万円、前年比4万8千円増。

この事業では、これまで小中学生やリーダーの育成を目的に、大野見青年の家で夏のセミナーや、冬のクリスマス会を行ってきましたが、来年度については、目的をリーダー育成から、子供たちの心身の成長への支援へ切り替えて実施する予定です。

高幡圏域の子供達は地元の市町や高知県といった枠組みで学ぶことが多く、近隣の市町についてこそ、学ぶ機会があまりありません。この学びの機会の創出こそが高幡組合の役割と考え、既存プランに市町担当職員と協力し、各市町の偉人の紹介や、名人の話聞く時間を設ける等、独自のメニューも取り入れ、高幡ならではの内容にしたいと考えております。期間は、夏休み期間の1泊2日若しくは2泊3日で、各市町をめぐり様々な体験や見学を通じ、地域を知ってもらうものとします。対象は高幡圏域内の小学5、6年生を想定しており、全体で15名、委託先は奥四万十高知を予定しております。

広域観光活性化事業、3万2千円、前年度1,681万8千円の減額。

奥四万十観光協議会への補助金が無くなりますので、主な支出内容は、奥四万十観光協議会時の会計年度任用職員の保険料が、精算年度の令和6年度迄残っている状態です。

地方分権研究事業、24万4千円。前年度同額。

構成市町の事務事業の調査研究、情報交換が必要となった場合に行う研究会で、講師謝金や視察時のバス代などになっています。

婚活事業、180万円、前年度同額。

平成24年度から開催しており、今年度2回の開催、4組のカップルが出来ております。来年度につきましても、例年どおり2回のイベント開催を前提に予算計上しております。

事業諸費、99万4千円、前年度比7万円の減。

以上が、ふるさと市町村圏事業費の説明となります。

16ページに戻ります。

3款1項1目の介護認定総務費、1,804万6千円、前年度比9万4千円の減。

17ページ、2目の障害認定総務費、こちらは障害の認定審査会に関する経費で、92万3千円、前年度比27万9千円減。

介護、障害ともに主な経費は、審査員の報酬となります。

18ページ、4款衛生費、1項1目須崎斎場運営費、7,410万5千円、前年度比2,915万円の増。

計画的な設備改修費用539万円と、株式会社五輪に対する指定管理料2,917万5千円の他、施設の長寿命化のための施設改修費用3,771万9千円となります。

令和5年度で指定管理期間が満了することから、来年度、公募及び選考を行います。

最後に19ページの、5款公債費は、費目存置として1千円。

6款予備費は、例年通り35万円を計上しております。

以上、歳出合計1億2千570万円。

21ページから24ページにつきましては、給与費明細、25ページにつきましては、債務負担行為に関する調書、26ページには、令和5年度の構成市町の負担金について、27ページには、ふるさと市町村圏事業の事業ごとの明細を載せておりますので、ご参照ください。

以上で、一般会計予算の説明とさせていただきます。

◎議長（中城 重則 君）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 ）

◎議長（中城 重則 君）

正常に復します。

管理局長、お願いします。

◎管理局長（松木 貞男 君）

はい。続きまして、議案第3号、管理機構の令和5年度滞納整理事業特別会計予算についてご説明いたします。

議案第3号、別冊の1ページをご覧ください。

令和5年度の特別会計予算ですが、第1条で「歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,290万円。」と定めております。

次に、2ページの第1表、歳入歳出予算の歳入及び3ページの歳出は4,290万円の款、項の区分についての記載でございます。

次、4ページの事項別明細書の歳入、5ページの歳出は、前年度との比較で、それぞれ合計で

100万円の減額となっております。

続きまして、6ページからをご覧ください。

歳入の第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、組合構成団体5市町からの組合運営負担金で、2,871万9千円を計上いたしております。

内訳につきましては右の説明欄をご覧ください。受託の一人当たり人数割が、15万7千円で157人の2,464万9千円、令和4年度の実績割が407万円となっております。

7ページ、第2款の諸収入の第1項受託事業収入は、佐川町、越知町及び土佐市からの委託料で、1,398万1千円を計上いたしております。

内訳は説明欄のとおりで、人数割が15万7千円の70人で1,099万円、実績割が299万1千円となっております。

なお、各市町別の負担金、委託料につきましては、最後の15ページに一覧表で示しておりますのでご覧ください。

各市町毎の説明は省略し、一番下の合計欄でご説明させていただきます。

まず、左の欄の引受人数割ですが、それぞれの人数枠につきましては、昨年末の各市町の税務担当課長会を経て決定したものでございます。一人当たりの負担金額を15万7千円として、227人の3,563万9千円を計上いたしております。

次に、右側の徴収実績割ですが、徴収額を7,061万円と見込み、その1割の706万1千円、合計で4,270万円となっております。

ではまた、7ページの方にお戻りください。

諸収入の第2項預金利子は1万円を、第3項雑入はインターネット公売手数料の滞納処分費と雇用保険料で2万円、また、徴収フォーラムを当番機構として担当することから、他3機構からの負担金収入17万円を見込んでおります。

次に、歳出ですが、8ページからをご覧ください。

第1款の総務費、第1項徴税費の税務総務費は、前年度より100万円減の4,270万円を計上いたしております。

各節の予算額及び支出内容は記載のとおりで、ほぼ例年どおりとなりますが、100万円減の要因としましては、主に3節の職員手当等で、徴収管理監が新任により6月の期末勤勉手当が減額となる他、退職手当負担金及び時間外手当の減額等で、約150万円の減となっております。

増額要因としましては、会計年度任用職員給与で10万円、徴収フォーラム講師旅費で12万円、電気料で7万円、徴収フォーラム会場使用料で8万円、プリンターで13万円などにより、50万円の増となります。トータルとして合計100万円少なくなっております。

10ページは、予備費で昨年同様の20万円を計上しております。

合計で4,290万円となっております。

11ページ以降は、給与費明細書となっております。ご参照頂くこととしまして、説明は省略させていただきます。

特別会計につきましては、以上でございます。

◎議長（中城 重則 君）

はい。続きまして、事務局長。

◎事務局長（下村 千佳 君）

はい。議案書の12ページをご覧ください。

議案第4号、高幡広域市町村圏事務組合職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

高幡職員の勤務条件等は、この条例で須崎市に準ずることが示されていますが、給料表につきましては、以前、構成市町の状態をみながら高幡が独自の給料表を作成しておりました。その名残から、給料表が統一された現在も別表として残されており、現在も須崎市の給与改正日に専決を行い、後日、議会承認をいただくことが形骸化しております。このような状況を改善するため、条例より別表の給与表を削除し、専決を不要とする改正を行います。

議案第5号、高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例の制定について。

議案第6号、高幡広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会条例の制定について。

デジタル社会の形成を図るための法律の整備に関する法律の規定により、個人情報の保護に関する法律の改正が行われました。これにより、一部事務組合においても、個人情報保護法第5章等の定める規律の適用を受けることになり、保有個人情報の多寡にかかわらず、条例整備が必要となりました。高幡は条例等に無いものは須崎市に準じる運用を行っていることから、この条例についても、須崎市が3月定例会に提出する内容に準じた条例を新たに制定するものです。

議案第7号、高幡広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

こちらも、議案第5号、第6号と同じく個人情報保護に関する条例ですが、高幡議会に関するものとなります。議会は個人情報保護法の規律の適用対象外で、制度を設けるかは議会裁量となっておりますが、個人情報保護の観点から、執行機関との差が生じないよう何らかの規律を設けることが望ましいとされていることから、組合議会においても条例で規律を設けようとするものです。

なお、この議案は団体の意思決定を図るものであることから、管理者からの提出が法的に可能となっております。

また、須崎市議会が3月定例会に提出を予定している内容に準じたものとしておりますことを申し添えます。

以上です。

◎議長（中城 重則 君）

以上で説明は終わりました。

これより議案第1号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第1号の承認を行います。

本案の承認は、挙手によって行います。本案に賛成の皆さんの挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり承認をされました。

これより議案第2号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第2号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の皆さんの挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり承認をされました。

これより議案第3号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（中城 重則 君）

討論なしと認めます。

これより議案第3号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の皆さんの挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（中城 重則 君）

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第4号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（中城 重則 君）

討論なしと認めます。

これより議案第4号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の皆さんの挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（中城 重則 君）

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第5号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長 (中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長 (中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第5号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の皆さんの挙手を求めます。

(挙手)

◎議長 (中城 重則 君)

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第6号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長 (中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長 (中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第6号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の皆さんの挙手を求めます。

(挙手)

◎議長 (中城 重則 君)

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第7号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第7号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の皆さんの挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

(休憩)

◎議長(中城 重則 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号、監査委員の選任についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。楠瀬管理者。

◎管理者(楠瀬 耕作 君)

はい。議案第8号、監査委員の選任につきまして、ご説明を申し上げます。

組合規約第10条第3項の規定に基づき、池田三男監査委員の任期が令和5年2月26日に終了し、監査委員が不在となっておりますので、改めて池田三男津野町長を選任することについて、同意を求めるものでございます。

以上でございます。

◎議長(中城 重則 君)

以上で説明は終わりました。

これより、議案第8号についてお諮りいたします。
本件は、人事案件のため、質疑、討論を省略いたしたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

◎議長(中城 重則 君)
ご異議なしと認めます。
従って質疑、討論を省略いたします。
これより、議案第8号を採決いたします。
本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

(異議なし)

◎議長(中城 重則 君)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、これに同意することに決しました。
監査委員の選任は同意されましたので、告知をいたします。
暫時休憩といたします。

(休憩)

◎議長(中城 重則 君)
休憩前に引き続き会議を開きます。
池田議員に申し上げます。監査委員の選任は同意されましたので告知いたします。
池田監査委員、ご挨拶をお願いいたします。

◎9番(池田 三男 君)
議長。

◎議長(中城 重則 君)
池田監査委員。

◎9番(池田 三男 君)
はい。当組合の監査委員に選任された池田でございます。微力でございますが、しっかり務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをします。

(拍手)

◎議長（中城 重則 君）

どうもありがとうございました。

以上で、本定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

管理者からあいさつがあります。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

楠瀬管理者。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

はい。閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ご提案申し上げました8議案につきましては、いずれも慎重審議のうえ、適切にご決定を賜りまして誠にありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

それぞれの市町におかれましても、これから新年度当初予算の審議を含む3月議会を控えておられることと存じます。

なにとぞご自愛のうえ、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

◎議長（中城 重則 君）

どうもありがとうございました。

これをもって、令和5年3月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時31分 終了

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高幡広域市町村圏事務組合議会議長

高幡広域市町村圏事務組合議会議員

高幡広域市町村圏事務組合議会議員